

(市民の声を反映させる議会)

第6条 議会は、市長から提案された議案について、誠実に審議するとともに、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けるものとする。

2 議会は、請願・陳情について、市民からの政策提案として、誠実に審査するものとする。

(1) 議会は、請願・陳情の審査に当たって、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設ける。

(2) 議会は、請願・陳情代表者又はこれに代わる請願・陳情者から申し出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けなければならない。

3 議会は、条例等の政策提案をするに当たって、関係者等との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

第2項について

※「誠実に」について、これまでの市議会の努力の内容を逐条解説で述べる。

第3項について

※基本は、議会の提案権を侵さないことが前提である。

※「議会は」という場合には大方かもしくは全会一致の条例提案がされたものを対象とする。会派で提案されるものとは、区別する。会派も意見を聴くことができる。議会全体の合意で市民の意見を聴くように努める（パブリックコメント、市民との懇談会）。

※意見を聞く段階は、素案の段階の場合もあり、上程後の段階の場合もある。

※会派が提案する場合にも、全体が一致して可決する見込みがあるものに関して、途中でもパブリックコメントや市民との懇談会の開催を実施することはできる。